

大事な投票
忘れずに!

必ず行こう!投票に

統一地方選挙

4月は全国統一地方選挙の月です。

大村市では県議会議員選挙(議員定数3人)と市議会議員選挙(同25人)が行われます。

私たちにとって、今後4年間の県政や市政を任せる人を選ぶ身近な選挙です。

有権者一人ひとりがルールを守って、棄権することなく、もれなく投票しましょう。



投票できる人

県議会議員選挙

▼年齢要件 平成3年4月11日までに生まれた人

▼住所要件 平成22年12月31日までに大村市の住民基本台帳に記載されている人、または同日までに大村市に転入の届け出をした人で、引き続き投票日当日も居住している人

▼県内から転入して来た人

1月1日以降に県内から転入して来た人は、前住所地で投票するか、前住所地の選挙管理委員会に投票用紙を請求して大村市で不在者投票ができます。この場合、前住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。また、請求の際に必要な「引き続き住所を有する旨の証明書」(無料)の発行を大村市の市民課、または県内の他の市町で受けてください。

▼県内へ転出する(した)人

県内の他市町へ転出する(した)人で、引き続き転出先の市町に住所を有する人で、投票日現在大村市の選挙人名簿に登録されている人は、次のいずれかの方法で投票できます。

①大村市での投票

○投票日当日、転出前の投票所での投票
○投票日の前日までに、大村市の期日前投票所での投票

※いずれも市町が発行する「引き続き住所を有する旨の証明書」をご持参ください。

②転出先の市町での投票

○投票日の前日までに、転出先の市町の選挙管理委員会での不在者投票
※この場合も「引き続き住所を有する旨の証明書」を添付して、大村市選挙管理委員会に投票用紙の交付を請求してください。

市議会議員選挙

▼年齢要件 平成3年4月25日までに生まれた人

▼住所要件 平成23年1月16日までに大村市の住民基本台帳に記載されている人、または同日までに大村市に転入の届け出をした人で、引き続き投票日当日も居住している人



期日前投票・不在者投票

投票日に次のような理由で投票することができない人は、期日前・不在者投票をご利用ください。

- ① 仕事などの予定
 - ② レジャーなどで投票区の区域外にいる予定
 - ③ 出産や病気などで歩行困難
 - ④ 県内の他の市町へ転出(県議会議員選挙に限ります)
- ※土・日・祝日も投票できます。
※印かんは不要です(入場券が届いていればご持参ください)

県議会議員選挙

4月10日(日)
午前7時～午後8時

4月2日(土)～4月9日(土)
午前8時30分～午後8時

市議会議員選挙

4月24日(日)
午前7時～午後8時

4月18日(月)～4月23日(土)
午前8時30分～午後8時
ところ 選挙管理委員会事務局(市役所別館1階)

投票日

期日前
不在者投票

開票

両選挙とも投票日当日 午後9時10分～/シーハットおおむら(メインアリーナ)

指定病院や老人ホーム での不在者投票

市内の次の病院や施設に入院(所)している人は、病院(施設)で不在者投票ができます。希望する人は早めに病院(施設)へお申し出ください。

▽病院 長崎医療センター、市立大村市民病院、県立精神医療センター、大村共立病院、貞松病院、南野内科病院

▽老人ホーム 慈恵荘、泉の里、箕望荘、サンライフ、ベイサイド大村、湧泉荘

▽その他 三彩の里、大村、パールハイム

重度の身体障がい者の人は郵便投票のご利用を

▼郵便投票ができる人

①身体障害者手帳をお持ちで、次に該当する人

・両下肢・体幹・移動機能障がいの1級
または2級の人

・心臓・じん臓・呼吸器ぼうこう・直腸・小腸障がいの1級または3級の人

・免疫・肝臓障がいの1級から3級までの人

②戦傷病者手帳をお持ちで、次に該当する人

・両下肢・体幹障がいの特別項症から第2項症までの人

・心臓・じん臓・呼吸器ぼうこう・直腸・小腸・肝臓障がいの特別項症から第3項症までの人

③介護保険法第7条第3項に規定する要介護者で、同法第12条第3項の被保険者証の要介護区分が「5」の人

▼郵便投票の手続き方法

④そのほか、知事が書面で証明した人

あらかじめ選挙管理委員会へ郵便投票証明書の交付を受けてください。有効期間が過ぎている人は、早めに交付手続きをしてください。

なお、郵便による投票を希望する人は、投票用紙などの請求書と郵便投票証明書を添付し、投票日の4日前までに選挙管理委員会へ請求してください。

▼郵便投票の代理投票

自分で文字を書くことが困難な人は、代理投票もできます。詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

代理投票・点字投票

身体障がいや文盲などのため、投票用紙に候補者の氏名を書くことが困難な人は、投票事務従事者が本人に代わって行う「代理投票」が利用できますので、投票所でお申し出ください。

また、点字投票を利用する人も、投票所でお申し出ください。

船員の「選挙人名簿登録証明書」の交付を受けている人へ

投票の際には入場券と箱に必ず「選挙人名簿登録証明書」を提示してください。提示がない場合、投票することができません。

なお、紛失した場合は、早めに選挙管理委員会に連絡してください。

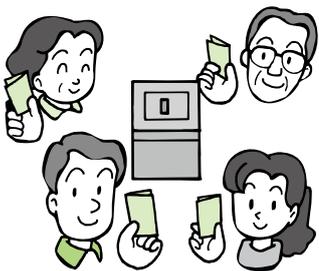
投票所入場券について

▼投票所入場券は…

各選挙の告示日ごろ郵送します。入場券に記載された投票所をよく確かめてお越しください。

▼投票所入場券をなくしたら…

選挙当日、ご自分の投票区の投票所で係員にお申し出ください。その場で入場券を再発行し、すぐに投票できます。



■選挙管理委員会事務局
☎4111(内線340)